

# 空き家等の適正管理の推進に関する協定書

## 空き家等の適正管理の推進に関する協定書

座間市（以下「甲」という。）と、公益社団法人座間市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空き家等の適正な管理を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携、協力をすることにより、空き家等の適切な管理を推進し良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりを図るため、所有者等に対し管理に係る情報を供するとともに、高齢者の地域社会での活動及び貢献の場を広げることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地（現に人が使用していない土地、建物をいう。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 次のいずれかに掲げる状態をいう。
  - ア 建物その他の工作物が、老朽化若しくは台風等の自然災害により倒壊するおそれがある状態又は建築材等の飛散による危険な状態
  - イ 不特定者の侵入による火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
  - ウ 草木が著しく繁茂し、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす状態
- (3) 所有者等 市内に所在する空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- (1) 空き家等の所有者等から、空き家等の管理について相談を受けた場合において、乙が行う空き家等の管理業務を紹介する。
- (2) 空き家等の所有者等に対し、助言及び指導等の文書発出の場合において、乙が行う空き家等の管理業務を紹介する。
- (3) 座間市のホームページ及び広報紙等により、乙が行う空き家等の管理業務を紹介する。

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、空き家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- (1) 空き家等の現状確認
- (2) 空き家等の除草、植木等の剪定
- (3) その他、乙が受託できる一般作業等

### （情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める内容を円滑かつ着実に推進するため、取組に関する

情報交換を相互に行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。また、期間途中で協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保管する。

平成29年9月28日

甲 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市  
座間市長 遠 藤 三紀夫

乙 神奈川県座間市小松原一丁目45番21号  
公益社団法人座間市シルバー人材センター  
理事長 戸田 順章